

5-6. 那覇市議会事務局職員の名札及び職員証に関する規程

令和 6 年 12 月 20 日
議会訓令第 1 号

那覇市議会事務局職員名札の制式及び貸与に関する規程(1966年那覇市議会訓令第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、那覇市議会事務局処務規程(平成 21 年那覇市議会訓令第 2 号)第 11 条第 2 項の規定によりその例によることとされる那覇市職員服務規程(昭和 47 年那覇市訓令第 16 号)第 25 条の規定に基づき、同規程第 2 条の 3 の名札及び同規程第 2 条の 4 の職員証に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「職員」とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条第 3 項の事務局長、書記その他の職員をいう。

(名札)

第 3 条 職員となった者には、名札を交付する。

2 職員は、名札に損傷があったとき又は名札を紛失したときは、速やかに、名札の再交付を受けなければならない。

(職員証)

第 4 条 職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項の会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。)となった者には、職員証を貸与する。

2 職員は、職員証に損傷があったとき又は職員証を紛失したときは、速やかに、職員証損傷・紛失届により届け出て、改めて職員証の貸与を受けなければならない。

3 前項の規定による貸与を受ける職員は、当該貸与に係る費用を負担しなければならない。ただし、議長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 職員証は、職員でなくなったときは、速やかに、これを返還しなければならない。

(様式)

第5条 名札、職員証及び職員証損傷・紛失届の様式は、別に定める。

(取り扱い)

第6条 名札及び職員証の取り扱いに関しては、庶務課において行うものとする。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

【制定理由】

那覇市職員服務規程(昭和47年那覇市訓令第16号)第25条の規定に基づき、同規程第2条の3の名札及び同規程第2条の4の職員証に関し必要な事項を定めるため。